

美馬市火災予防条例第47条の2の規定に基づき重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかの設備が未設置）のある建物を公表しています。

## 違反対象物一覧

番号	項目	内容
1	名称（防火対象物の部分）	
	所在地	
	違反の内容	
	その他消防長が必要と認める事項	

※現在公表の対象となる防火対象物はありません。